



鳥インフルエンザ対策の徹底を

鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥の病気です。

感染経路は、海外からの渡り鳥が持ち込んだウイルスを、野鳥やネズミなどの野生動物や、人・車両・モノを介して鶏舎に持ち込まれると考えられています。発生を防ぐためには、野鳥・野生動物の侵入防止対策や農業従事者の衛生対策、車両消毒等が重要です。

Ⅰ 発生状況

昨シーズンの高病原性鳥インフルエンザの発生状況は、次のとおりです。国内の農場においては、11月から5月までに本県を含む12道県で25事例確認され、殺処分羽数は、約189万羽となりました。また、国内で初めてエミューでの発生も確認されました。

海外においては、フランスの1404件、イタリアの317件をはじめとしてヨーロッパの農場を中心に発生が確認されました。

本年4月以降も、世界各地で発生があり、アジアでは韓国、台湾、中国等で発生が確認されています。野鳥においては、わが国へ飛来する渡り鳥の営巣地があるロシア及び中国の広い範囲で発生が確認

されています。

今シーズンも、ウイルスが国内に侵入する可能性は非常に高く、また、すでに9月に神奈川県野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されていることから、厳重な警戒が必要です。

Ⅱ 家畜飼育農場での発生防止対策

渡り鳥の本格的な飛来が始まります。発生防止対策を徹底するため、家畜を飼っている方は、次の7項目の点検をお願いします。

- ① 衛生管理区域内に立ち入る者の手指消毒
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
- ④ 家畜舎に立ち入る者の手指消毒
- ⑤ 家畜舎ごと専用の靴の設置並びに使用
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除

Ⅲ 異状の早期発見・早期通報

家畜の健康状態をよく観察し、死亡率の増加など異状が確認された場合には、直ちに熊谷家畜保健衛生所（電話048-521-11274）まで連絡してください。